OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「人の移動」から見るポストイラク戦争 : 難民と国内避難民の大量発生を経験するイラク社会
Author(s)	清末, 愛砂
Citation	国際公共政策研究. 2007, 12(1), p. 37-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5632
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「人の移動」から見るポスト・イラク戦争
—難民と国内避難民の大量発生を経験するイラク社会—

Postwar Iraq from the Perspective of the "Movement of People":
The Iraqi Society Experiencing the Creation of Massive Refugee and IDP Flows

清末愛砂*

Aisa KIYOSUE*

Abstract

The purpose of this paper is to examine the massive flows of Iraqi refugees and Internally Displaced Persons (IDPs), looking at the US-led occupation policy and the postwar Iraqi political transition under the name of "postwar reconstruction". By doing so, this paper exposes some of the contradictions of the 2003 Iraq War and the following occupation.

By April 2007, it is estimated that over 4 million Iraqis have left home and have become either refugees in neighbouring countries, such as Jordan and Syria and industrialized countries in the world, or IDPs within Iraq. Many of them are facing serious humanitarian crisis and need the immediate international protection.

This paper also describes the overview of the refugees and IDPs, and summarises the details of their needs in order to sustain their daily lives without any fear of being attacked or deported.

キーワード：イラク戦争、イラク難民、国内避難民、人道危機、ナクバ

Keywords: War on Iraq, Iraqi Refugees, Internally Displaced Persons (IDPs), Nakba

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科助教

はじめに

2005年以降のイラク社会は急激な治安情勢の悪化を受け、国境を越えて隣国などに避難するイラク難民、あるいは住み慣れた故郷を出て、国内のより安全な地域を目指して避難する国内避難民を大量に生み出してきた。国連難民高等弁務官事務所（以後、UNHCRと表する）の統計[1]によると、2007年4月の段階で難民、あるいは国内避難民であるイラク人の数は、400万以上にものぼると推定されている。

2003年のイラク戦争を正当化する理由の一つとして、イラクの「民主化」・「自由化」という言葉が用いられてきた。2005年の国際女性デーの前日に米国のライス国務長官が発表した声明のなかに、「自由・基本的人権の保護、経済活動の機会と繁栄、平等、法の支配。これらのすべてが民主化の道への要素となる」[2]という印象深い文言が含まれていたのも、上記の理由を反映している。この声明が示すように、イラクで「民主化」への道が開かれたのだとすれば、同時期に多数の人が避難先を求めて移動せざるを得なくなった理由をどのように説明できるというのであろうか。

1948年のイスラエルの建国の前後で、80万以上のパレスチナ在住の非ユダヤ系アラブ人（現在、パレスチナ人と呼ばれている人々を指す。以下、パレスチナ人と表する）が故郷から追放され、現在にいたるまで難民として暮らしている。当時のパレスチナのアラブ人口が約130万人であったことを考えると[3]、難民化したパレスチナ人はその半数以上になる。数多くのディアスポラのパレスチナ人を生んだこの出来事を指して、一般にパレスチナ人は「ナクバ」（大災厄）と呼んでいる。

イラク難民やイラクにおける国内避難民が瀕している「人道」危機、および周辺の受け入れ国に対する支援・援助に関する国際的対応を協議するために、UNHCRは2007年4月17日から2日間にわたって、"Conference on Addressing the Humanitarian Needs of Refugees and Internally Displaced Persons inside Iraq and in Neighbouring Countries" をジュネーブで開催した。同会議においてアントニオ・グテーレス国連難民高等弁務官が指摘したように[4]、イラク難民およびイラクにおける国内避難民の大量発生は、1948年のパレスチナ難民の発生以来、中東地域におけるもっとも大規模な「人の移動」となっている。2005年以後のイラク社会は、パレスチナで起きたナクバを経験しているといっても過言ではない。しかしながら、この状況は同高等弁務官が会議のなかで危惧していたように[5]、国際社会においてはほとんど注目されていない。

本稿は、イラク戦争後、特に2005年以後のイラク難民と国内避難民の概観を示すとともに、イラク社会の具体的な治安・生活状況、およびその背景にある政治的要因を分析することによって、

1）UNHCR（a）, *Statistics on Displaced Iraqis around the World*, April 2007
2）Secretary of State Condoleezza Rice, *International Women's Day, March 8, 2005*
米国国務省ウェブサイトhttp://www.state.gov/secretary/rm/2005/43064.htm（2007年5月26日確認）
3）清末愛砂『母と子でみる　パレスチナ：非暴力で占領に立ち向かう』（草の根出版会　2006年）、25頁
4）Statement by Mr. António Guterres, United Nations High Commissioner for Refugees, Conference on Addressing the Humanitarian Needs of Refugees and Internally Displaced Persons inside Iraq and in Neighbouring Countries, Geneva, 17 April 2007
UNHCRのウェブサイトhttp://www.unhcr.org/admin/ADMIN/462490411.html（2007年5月26日確認）
5）*Ibid.*

「人の移動」という視点から見えてくる「対テロ戦争」の一側面を明らかにすることを目指すものである。

1．本稿における難民の定義

イラク難民とイラクの国内避難民の具体的な数値を示す前に、本稿におけるイラク難民の定義を示しておきたい。「難民の地位に関する条約」（以下、難民条約と表する）は、第1条（2）において、条約上の定義を以下のように規定している。

「1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」[6]。

「1951年1月1日前に生じた事件の結果として」となっているが、「難民の地位に関する議定書」（以下、難民議定書と表する）によって、同議定書の批准国にはその適用範囲に関する時期的な制約が削除されている。したがって、同定義は当然ながらイラク難民に適用し得るものである。しかし、イラクの場合、治安・生活状況を悪化させている要因が一つではなく、さまざまな要素が複雑に絡まっているために、避難する人々が必ずしも条約定義にあてはまるわけではない。またイラクと国境を接する周辺国には同条約、および同議定書に批准していないだけでなく、難民の保護に関する国内法を制定していない国が多数含まれている。

したがって、本稿が取り上げるイラク難民の定義のうち、イラクと国境を接する周辺国に滞在しているイラク人に関しては、難民条約上の定義に限定させず、「治安状況の悪化により常居所から避難せざるを得なくなり、避難先で『人道』支援を必要とする状況に置かれている者」と広く定義することにする。具体的には、UNHCRの認定難民、UNHCRに難民申請を行った後に、その結果を待っている者、および滞在先での法的地位にかかわらず、何らかの「人道」支援を必要とする者を指している。UNHCRは各地で生まれる難民問題に対処するために、自然災害や武力紛争が生み出した難民のように、必ずしも同条約の定義にあてはまるとはいえない人々も保護の対象としてきた[7]。イラク人に関しても、武力紛争や不安定な社会状況のなかで避難した人々を保護の対象とし、ヨルダンやシリアなどで「人道」支援活動を行っている[8]。

6）松井芳郎ほか編『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂、2005年）
7）畑　博行・水上千之編著『国際人権法概論［第二版］』（有信堂高文社、1999年）、55頁
8）UNHCR（b）, *Humanitarian Needs of Person Displaced Within Iraq Across the Country's Borders: An International Response*, HCR/ICI/2007/2, 30 March 2007, p.5

周辺国以外の国々で避難生活を送るイラク難民の定義に関しては、滞在国で難民申請が認められたイラク人、および第三国で難民として定住しているイラク人を指すことにする。それらの国々で難民申請を行い、その結果を待っているイラク人は難民申請者と表記する。次章のデータにおけるイラク難民と国内避難民は、上記の定義に基づくものである。

2．数値から見えてくるイラク難民とイラクの国内避難民

2－1　イラク難民の概要

UNHCRの統計に示されている400万を超えるイラク難民とイラクの国内避難民の内訳をみると、国内避難民の数が約190万人、国境を接している周辺国に住むイラク難民の数が200万人以上、周辺国以外の国々で避難生活を送るイラク人が約20万人と概算されている。世界銀行の推定によると、2004年のイラクの人口は約2710万人であった[9]。400万という数字のなかには、イラク戦争以前のサダーム・フセイン政権時代に亡命者・難民として避難した人々も含まれているため、単純に2710万人のうち400万人が避難したとはいえないが、その点を考慮したとしても、人口に占める難民、および国内避難民の割合が非常に高いことが分かるであろう。UNHCRは現在、イラク人８人につき１人が難民、あるいは国内避難民であると推定している[10]。

2003年から2005年にいたるまでのイラクにおける人の移動に着目すると、現在とは異なる様相が見えてくる。まず、1979年から24年にもわたって強権的にイラクを支配したサダーム・フセイン政権の崩壊を経験したイラク社会に、同政権時代に迫害を受けて国外に亡命していたイラク人やイラク難民たちが戻ってくるようになった点を挙げることができる。2002年には約400万人のイラク人が周辺諸国などで亡命・難民生活を送っていたが、同政権崩壊後のイラク社会への参入と再建に期待を寄せ、2003年から2005年の間に約32万５千人のイラク人が帰国したといわれている[11]。しかしながら、2005年以降になると帰国の波は止まり、今までの現象とは逆に避難先を求めて国外に出て行くイラク人の数が増加するようになった[12]。

これらの動きに拍車をかけたのが、2006年２月22日にサマッラーで起きたシーア派のアリ・アスカリヤ聖廟の爆破事件である。同事件以降、後述するように「宗派対立」が激化するなど、イラク国内の治安はそれまで以上の悪化を見せ、毎日、相当数の民間人が暴力的な事件に巻き込まれている。同事件前後の民間人の死者数を比較すると、以前が月平均300人から500人であったものが、以後は800人から900人に倍増していることからも、深刻な治安状況は明らかである[13]。具体的な治安・生活状況と悪化を促すさまざまな政治的要因については、第３章で詳細を述べることにする。

9）日本の外務省のウェブサイトに示されているイラク概況、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/kankei.html（2007年５月28日確認）
10）UNHCR（b）, *op.cit.*, p.4
11）*Ibid.*
12）UNHCR（b）, *op.cit.*, p.4
13）酒井啓子（a）「イラク『駐留』狂想曲のあとに何が残されたか」、『世界』2006年８月号、岩波書店、90頁

国境を越えて避難したイラク難民の主な滞在国は、シリア、ヨルダン、エジプト、イラン、レバノン、トルコ、および湾岸諸国といった周辺国である[14]。そのなかでも特にシリアとヨルダンに集中している。2007年4月の段階で、シリアには120万人、ヨルダンには75万人のイラク難民が滞在していたといわれている[15]。これらの人々は難民キャンプでテント生活をしているわけではないので、難民としてビジュアルな存在ではない。国境を超えた後は、先に避難した親戚や友人の元に一時的に身を寄せながら、住居や職を探すのが一般的なパターンである。筆者は2004年年末から2007年3月にかけて、ヨルダンを8回訪問したが、2005年以降はイラク方言のアラビア語を話している人々を頻繁に見かけるようになり、イラク難民の多さを実感するようになった。

上記の国々以外には、ドイツ、イギリス、オランダ、スウェーデン、デンマークなどのヨーロッパ諸国、オーストラリア、米国、カナダなどの高所得国が滞在先となっている[16]。これらの国々のうち2006年から2007年にかけては、5万2900人のイラク難民を有するドイツが最大受入国であった。その後にイギリスの2万2300人、オランダの2万1800人、スウェーデンの2万2100人、オーストラリアの1万1100人、デンマークの1万1700人、ノルウェーの8500人、米国の6000人が続いている[17]。米国に関しては、駐留する米軍のために働いたことを理由に攻撃の対象となったイラク人を優先して受け入れる傾向にあったが、そのことが逆にイラク難民の間で若干の緊張関係を生じさせることになったことも指摘されている[18]。

世界38カ国の高所得国における難民申請者を国籍ごとに分けると、2000年から2002年にかけてイラク人は最大申請数を示し、2000年には4万7183人、2001年には5万663人、2002年には5万2331人にまで増加した[19]。しかしながら、戦争が始まる2003年から2004年にかけてその数はピーク時の半数以下に減少し、2003年には2万5935人、2004年には1万883人となった[20]。すでに説明したように、サダーム・フセイン政権の崩壊により、イラクの将来に希望を持った者たちが国を出る必要がないと考えるようになったことが、その申請数に影響を与えたと推測できる。2005年になるとその数は1万3613人へと増加方向に転じた[21]。

問題は2005年と比較した場合、36ヵ国の高所得国における2006年の申請数が77%も増加し、約2万2200人となった点である[22]。ピーク時の2002年の半数とはいえ、大幅な増加である。この数は全申請者を国籍ごとに分けた場合、2000年から2000年のデータと同様に、再び最多を示している[23]。そのうち、約9000人（47%）のイラク人がスウェーデンで申請していることから、スウェーデン社

14) UNHCR (a), *op.cit.*
15) *Ibid.*
16) *Ibid.*
17) *Ibid.* ここで示した数値のうち、ドイツ、イギリス、オランダ、スウェーデンに関しては、1996年以降に難民認定を受けたか、第三国定住者として到着した者を指している。オーストラリア、米国、カナダに関しては、2001年以降に難民認定を受けたか、第三国定住者として到着した者を指している。
18) Human Rights Watch, *Iraq: From a Flood to a Trickle Neighboring States Stop Iraqis Fleeing War and Persecution, April 2007*, p.3
19) UNHCR (a), *op.cit.*
20) *Ibid.*
21) *Ibid.*
22) UNHCR (c), *Asylum Levels and Trends in Industrialized Countries, 2006*, 23 March 2007, p.30
23) *Ibid.*

会にイラク難民のコミュニティができあがっており、それが新たな申請者をスウェーデンに向かわせる要因になっていることが窺える[24]。イラクに限らず、大量の人の移動を促すような社会的状況が生じた場合、人はすでに安全な地域に移動している知人や家族・親戚から得た情報に頼って避難することが多い。難民の受け入れに柔軟な態度を示す国の情報を入手すれば、それらは避難先を求めている人々の間にすばやく広がっていく。

周辺国に滞在するイラク難民の数と比較したとき、高所得国における難民申請者の数が大幅に少ない理由はどこにあるのだろうか。後述するように、周辺国政府はイラク難民を難民として受け入れているわけではない。これらの難民は、居住権や就労をめぐって大きな不安を抱えているものの、言語や文化面ではイラク社会との類似点が多く、精神的な負担は少ない。一方前述のヨーロッパ諸国、オーストラリア、米国、カナダなどがイラク難民を受け入れてきた経緯があるとはいえ、多くのイラク人にとってそれらの国々へのアクセスと旅費の捻出は極めて難しい。

たとえば、イラクからスウェーデンに向かう場合、ヨルダン、シリア、トルコなどの周辺国を経由する。トルコ経由で行く場合、トルコのビザをあらかじめ取得しておかなければならない。ビザを取得でき、イラクから直接トルコに、あるいはシリアやヨルダン経由で入国できたとしても、そこでスウェーデンのビザを取得できるとは限らない。むしろその可能性は低いであろう。ビザがない場合、飛行機に乗せてもらえない可能性があることから、陸路を使うイラク人が出てくる。あるいは航空料金を捻出できないために、陸路の選択しかないという人々も多いだろう。陸路の手段をとるということは、トルコの隣国であるギリシャなどのEU諸国に入国する必要があるが、それらの国々のビザがないときには不法入国という大きなリスクを負わなければならないことになる。

2－2 国内避難民の概要

国内避難民は2005年以前からイラク各地で生み出されてきた。イラクで人道支援にあたってきたNGOは、駐留する米軍やイラク軍が反米武装抵抗グループの掃討作戦を行った結果、多数の民間人が国内避難民となったことを指摘している[25]。大量の国内避難民を生んだ一例としては、暫定国民議会選挙を控え「治安回復」の名目で2004年11月に行われた、米軍とイラク軍によるファッルージャでの大規模軍事作戦が挙げられる。この軍事作戦は6000人以上の死傷者を出したほか、最大時で20万人の避難民を生み出したという[26]。激しい軍事攻撃が加えられたアンバール県のラマディやファッルージャでは数多くの家が破壊され、コミュニティが不安定な状態に置かれたために、人々は安全な地域を探す必要にせまられた[27]。

---

24) *Ibid.*
25) 原文次郎「イラク『戦後復興』の理想と現実の狭間で：ますます悪化する治安、本当の人道支援とは何か」、『世界』2005年12月号、岩波書店、237頁
26) 日本国際ボランティアセンター（JVC）『NGOの選択：グローバリゼーションと対テロ戦争の時代に』（めこん、2005年）、82頁
27) IOM（a）, *Iraq Displacement 2006 Year in Review*, p.2
イラクは18県で構成されている。この数値のうち中部と南部の15県のデータは、IOMのモニタリング活動によって算出されたものである。残りの北部の3県は国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS）によって算出されたものである。

アリ・アスカリヤ聖廟爆破事件が起きるまでに国内避難民となったイラク人の数は、国際移住機関（以後、IOMと表する）のデータによると120万人であった[28]。一方、同事件から2007年5月までに生じた国内避難民の数は73万6422人であり、それらをあわせると国内避難民の総数は190万人以上になる。また、2006年4月13日から2006年12月31日までに国内避難民となった人々は、平均すると一日あたり1000人を超えるといわれている[29]。2006年に国内避難民となった人々を月ごとに分けると、その割合が最も高いのは3月の23%、その次に6月の15%、7月の14%、4月の13%、5月の10%と続く。逆に最も少ない月は2月の2%であり、これは爆破事件が同月の後半に起きたことと関係している[30]。同爆破事件からわずか1年3ヵ月でこれほど多くの人々が国内移動を強いられているということは、治安状況だけでなく、それらの人々が直面している人道危機の深刻さを推測できるであろう。

UNHCRによると、80%以上の国内避難民がイラク中部と南部出身である[31]。それだけこれらの地域における治安状況が悪化しており、暴力が多発しているということでもある。2003年以降、中部と南部の15県で国内避難民のモニタリング活動を実施してきたIOMは、アリ・アスカリヤ聖廟爆破事件以降、急速に増加する国内避難民の人道支援に取り組むために、Rapid Assessment Templatesと呼ばれるひな型のシートを用いたモニタリング活動を始めた。そのなかで、2006年2月22日以降に国内避難民になったイラク人のうち、上記の15県で避難生活を送っている7万2801家族（43万6806人）からデータを収集することができた。

これらのデータによると国内避難民の69.68%がバグダード県、12.48%がイランとの国境沿いにあるディヤーラ県、8.37%がアンバール県の出身者である。バグダード県出身者が圧倒的に多いという現象は、バグダード県の治安状況をそのまま反映しているといえよう。

国内避難民を宗教・宗派別に分けると、59.31%がシーア派のイスラーム教徒、35.23%がスンニ派のイスラーム教徒、5.45%がクリスチャンであった。イラクの総人口の圧倒的多数がイスラーム教徒である。過去半世紀にわたって正確な民族別、宗派別の統計調査が行われていない上に[32]、イスラーム教徒内の「宗派対立」によってスンニ派、シーア派住民ともに多数の被害者が出ていることから、人口に占める宗派別の割合を示す正確なデータを入手することは難しいが、本稿では比較のためにIOMとともに国内避難民のモニタリングや緊急人道支援を行っているイラクのNGOマーシー・ハンズ（Mercy Hands）[33]が示している人口統計を基に考えてみることにする。マーシー・ハンズは、イラクの総人口のうち宗派別に分けると、イスラーム教徒のシーア派が60から65%、スンニ

28) IOM（b）, *IOM Emergency Needs Assessments：Post 22 Feb 2006 Displacement, Central and Southern 15 Governorates, Iraq 3 May 2007 Report*, 3 May 2007, p.1
29) IOM（a）, *op.cit.*, p.2
30) *Ibid.*, p.7
31) UNHCR（b）, *op.cit.*, p.4
32) 酒井啓子（a）、前掲、90頁
33) 2004年9月に設立されたイラクの人道支援NGO。国内避難民の問題に最初に取り組んだイラクのNGOであり、国内避難民を対象とするプロジェクトとしては、モニタリング活動、緊急人道支援、法律相談事業などを行っている。IOMおよびUNHCRが活動を継続していく上での主なドナーとなっている。http://www.mercyhands.net/home/

派が32から37%、民族別に分けるとアラブ人が75－80%、クルド人が15から20%、トルコマン人やアッシリア人などその他の民族が5%であると推定している[34]。スンニ派が大多数であるクルド人はIOMのモニタリング活動の対象外の北部3県に集中していることから、IOMのデータにおけるスンニ派は、スンニ派のアラブ人のことを指していると解していいだろう。国内避難民を宗派別に考えると、シーア派の住民が数の上では多数を占めている印象を受けるが、イラクのスンニ派とシーア派のアラブ人口の間には、数値的に隔たりがある点を考慮すると、割合的にシーア派住民が国内避難民になりやすい状況に置かれているとはいえない。むしろこれらのデータから読み取れることは、「宗派対立」では双方ともに影響を受けているという点である。民族という観点から同データを見ると、少数ではあるが、アラブ人以外の民族も国内避難民になっていることが分かる。具体的にはアッシリア人5.37%、クルド人1.23%、トルコマン人0.89%、その他の民族約0.08%という数値が示されている。

国内避難民の増加を受け、それまで異なる宗派や民族が混住していた地域の人口統計に変化が生じるようになった[35]。宗派という観点からみると、どちらかの宗派がその地域の支配権を獲得するために他方を強制的に追放した結果、宗派的に均質的な地域ができあがっている[36]。シーア派住民は、中部から南部へ、スンニ派住民は南部から中部の北、特に伝統的にスンニ派が圧倒的多数を占めているアンバール県に移動する傾向があり、クルド人の場合は、中部のディヤーラ県から北部のタミームやキルクークに移動する傾向がある[37]。クリスチャンも同様に北部に移動している[38]。北部は他地域と比較するとより安全であると考えられているからだが、最近では必ずしもそうであるとは言えないような治安状況が生まれている。同じ地域の範囲内でも、混住地区から自らと同じ宗派・宗教・民族が多数住む地区に移動するケースがあり[39]、ミクロなレベルにおいても宗教・宗派・民族による分裂が進んでいるといえよう。これらの「住み分け」現象はイラク社会の分断を促すことになり、将来のイラクの平和構築を考える上で、大きなマイナスの要因となるものである。

3．難民・国内避難民を生み出す政治的要因

3－1 「人道」危機に瀕するイラク社会：悪化する治安情勢と人々の生活

大量難民と国内避難民を生み出しているイラク社会の治安状況はどれほど悪化しており、人々はどのような生活を強いられているのであろうか。ここでは2003年から2004年にかけて起きた治安に関するいくつかの出来事に着目しながら、それらの点を考察していきたい。

2003年5月1日に、ブッシュ米大統領はイラク戦争の「戦闘終結」を宣言した。同戦争が「民主

34) Mercy Hands Library, *Basic Information about Iraq*, http://www.mercyhands.net//home/Basic.htm（2007年5月29日確認）
35) UNHCR（b）, *op.cit.*, p.6
36) IOM（a）, *op.cit.*, p.2
37) *Ibid.*
38) *Ibid.*
39) *Ibid.*

化」と「自由」をもたらすものであるのならば、それから4年が経過した現在、イラクの状況は「復興」を経て安定期に向かっていなければならないはずである。しかし、現実にはその宣言は、あらたなる「戦争」、すなわち占領に反対する「反米勢力」とみなされた武装抵抗グループに対する掃討作戦の開始宣言でもあった[40]。占領軍として駐留している米軍の厳しい支配に反発する武装抵抗が続くなか、同年8月以降、サダーム・フセイン政権時代には見られなかった爆弾事件が多発するようになった。その一つが、同年8月19日に起きた国連バグダード本部事務所に対する大規模な爆破事件であり、事件後にイラク人スタッフを除くほとんどの国連外国人スタッフは国外に撤退した。その2ヵ月後に赤十字国際委員会のバグダード事務所爆破事件が起きた。2004年4月以降はイラクに滞在する「人道」支援関係者を含む外国人を狙った誘拐事件が目立つようになり、そのなかでもとりわけ同年9月と10月に立て続けに起きた2つの国際NGOのスタッフの誘拐事件は、外国人の「人道」支援関係者の国外撤退を促す決定的な出来事となった[41]。このようななかで、国連などの国際機関だけでなく、イラクで医療支援や緊急「人道」支援にあたってきた数多くの国際NGOが隣国のヨルダンなどに拠点を移し、国境を挟んで遠隔操作をしながらプロジェクトを進めるようになったのである。

大学教員や医師などの知識人を狙った誘拐・暗殺事件がイラクで頻発するようになったのも、占領が開始されてからのことである[42]。その結果、死の強迫を受けた医師やその他の医療関係者が他国に避難するケースが続出するようになった[43]。掃討作戦や爆弾事件、あるいは「宗派対立」による衝突のなかで、住民は医師を必要としているにもかかわらず医師がいない状況が起きている。例えば最も危険な県の一つであるディヤーラ県では、ほとんどのクリニックが閉鎖されたと報告されている[44]。

2004年5月にイラク国民合意代表のイヤド・アラウィが統治評議会によって暫定政府の首相に任命され、同年6月28日に連合国暫定当局（以下、CPAと表する）は同政権に主権を移譲した。米国による占領政策の流れを見ていると、表向きは「民主化」のステップを進めているように見えるが、同年4月に米軍はファッルージャで大規模な軍事作戦を行い、多数の民間人の犠牲者を出すなど、イラク人の怒りを煽るような行為を行っている。ナジャフやバグダードのシーア派地区においても、同月にシーア派のムクタダ・サドルの支持者たちが同派の機関誌の発行停止命令に反発し、反米デモを行うようになった。その後の治安の悪化を予測するような事件は、この段階で徐々に始まっていたのである。

40）川上泰徳『イラク零年：朝日新聞特派員の報告』（朝日新聞社、2005年）、64頁
41）日本国際ボランティアセンター（JVC）、前掲書、76-80頁
42）知識人を狙った誘拐・暗殺事件は、すでに複数のマスメディアによって報道されているが、ここではそのなかの一つとして2005年1月17日付のUSA Todayの記事 *"Approximately 300 academics have been killed"* を紹介しておく。
http://www.usatoday.com/news/world/iraq/2005-01-16-academics-assassinations_x.htm（2007年5月31日確認）
これらの事件の原因や加害者に関しては様々な憶測がなされているが、信憑性に欠けるために、ここではこれ以上、触れないことにする。
43）IOM（a）, *op.cit.*, p.16
44）IOM（b）, *op.cit.*, p.8

「戦後復興」を担っていたはずのCPAやその後の暫定政府、移行政府、および現在の正式政府は、イラクの住民の生活改善のために何をしてきたのであろうか。1991年の湾岸戦争と比較すると、2003年のイラク戦争においては米軍が重要なインフラに対して激しい空爆を加えることはなかったことがしばしば指摘されるが、サダーム・フセイン時代よりも電力、水道、ガスの供給は悪化しており、人々の生活はイラク戦争前よりも改善したとはいえない状況にある[45]。たとえば、水道設備が改善されていないために、70%のイラク人が生活に利用できる安全な水を確保できていないといわれている[46]。また、電気に関しても頻繁に停電が起こり、大多数のイラク人はジェネレーターに頼らざるを得ない生活を送っている[47]。

湾岸戦争後、12年9ヵ月にもおよんだ経済制裁はイラク社会のあらゆるセクターに影響を及ぼしてきたが、CPAはそれらの回復よりも米国企業による投資を促す政策に力を注いできた。その一つの例として2003年9月18日に導入された、イラクの国営企業の民営化を一方的に民営化する指令(Order 39)を挙げることができる[48]。同指令は、これらの企業の経営権を全面的に外国人にゆだねることを可能とするものであった。このような方法を通して、CPAは経済制裁によって疲弊したインフラの設備を修理するよりは、米国企業から設備そのものを購入する方法を採用してきた。しかし、前述のように外国人を狙った誘拐事件や爆弾事件の多発から、治安を懸念する外国企業の投資が減少することになった。またイラク社会は高い失業率を示しており、人口の50%以上が一日あたり1ドル以下の生活を送っているといわれている[49]。

3－2 占領政策と2005年以降の治安情勢との関連性

大量の難民と国内避難民が発生するようになった2005年は、サダーム・フセイン政権崩壊後初の総選挙によって始まった。暫定国民議会を選ぶことを目的とする同選挙は、イラク人にとって半世紀ぶりの自由選挙であったが、統治評議会、および暫定政権に参加していたスンニ派の主要政党であるイラク・イスラーム党の「不参加」を筆頭に、スンニ派住民が多い中部などでスンニ派アラブ住民の「不参加」が目立った。選挙の結果、シーア派の統一イラク連合が過半数の議席を獲得し、勝利をおさめた。「不参加」を指して、マスメディアは「スンニ派のボイコット」であるかのような報道をする傾向があったが[50]、それは選挙そのものに対するボイコットではなく、治安の悪化と準備不足から延期を求めていたなかで、選挙が強行されたことから「不参加」という形にならざるを得なかったというのが実情であった[51]。治安の悪化というのは、選挙前に行われたファッルージャへの米軍とイラク軍による掃討作戦を契機に、各地で衝突が広がり始めたことを意味している。

45) パトリック・コーバーン(大沼安史 訳)『イラク占領:戦争と抵抗』(緑風出版、2007年)、140-141頁。同書には、イラク人がサダーム・フセイン政権時代よりも電力が不足していることを指して米国によるイラク占領の失敗のシンボルとみなすようになったことが記されている(143頁)。
46) UNHCR (b), *op.cit.*, p.6
47) IOM (a), *op.cit.*, p.2. イラク戦争後のイラク社会では、ジェネレーターの店が繁盛するような皮肉な現象も起きている。
48) Peggy Faw Gish, *Iraq: A Journey of Hope and Peace* (Forward by Kathy Kelly), Scottdale, Pennsylvania, Herald Press 2004, p.217
49) UNHCR (b), *op.cit.*, p.15
50) 酒井啓子 (b)「引き裂かれたイラク」、『DAYS JAPAN』2006年4月号、デイズ・ジャパン、12頁
51) 川上、前掲書、279-280頁

また、この掃討作戦によって多大な損害を受けたファッルージャ住民の多くは、投票時も避難先に滞在していたか、あるいは家に戻っていたとしても行方不明となった家族の遺体を探しだし、葬儀の手配などをしていた段階にあり、とても投票に行くような状況にはなかったとも指摘されている[52]。このような状況のなかで行われた暫定国民議会選挙に対し、米国を始め、ヨーロッパ諸国の政府関係者は、「民主主義」の表れとして前向きの評価を下した。ファッルージャと同じくアンバール県のラマディ在住のエイドワーカー、カーシム・トゥルキが到底、「民主主義」とは言いがたいような現実があったことを次のように描写している。

「メディアはイラクの選挙が成功したと報道しているけど、ラマディが米軍であふれかえっていてもそんなニュースはどこにもない。この選挙は世界で一番危険な選挙だった。そう、これがイラクの選挙！！」。[53]

統一イラク連合は同選挙から3カ月かけてようやく、同連合の主要政党の一つであるダワ党書記長であったイブラヒム・ジャファリを首相として指名した。「民主化」のステップとしての移行政権の誕生であった2005年4月28日のジャファリ政権の発足以後、皮肉にもイラク社会は自爆攻撃が連続して起きるなど、さらなる治安の悪化を経験することになった。大量難民と国内避難民を生み出す政治的背景として、ジャファリ政権の発足が一つの転換期となったことをおさえておく必要がある。ジャファリ政権は基本的にはイランからの帰国組が力を持つ政権であった。帰国組が力を得ることができた理由は、CPAのイラク占領政策に大いに関係している。CPAが任命した統治評議会のメンバーは、民族、宗教、宗派ともに人口比を反映して選出されていた[54]。その人口比に乗じて、上記のダワ党やSCIRI（イラク・イスラーム革命最高評議会）などのシーア派イスラーム主義政党やクルド人などが選挙ブロックを形成し、民族、宗教、宗派に沿って選挙民を囲い込む傾向が生れた[55]。そのような経過から宗派と民族に分かれた選挙結果が出され、宗派の「違い」がイラク社会において強く認識されるようになったのである。

サダーム・フセイン政権時代のイラク社会では、スンニ派、シーア派という宗派の違いは住民の日常生活において大きな違和感を感じさせるものではなかった。たとえば、スンニ派とシーア派間の婚姻は頻繁にみられるものであった。またマスメディアによって同政権がスンニ派を優遇していたと過度に強調されることがあるが、その実は、サダーム・フセイン率いるバース党独裁体制に忠誠を誓うものであれば、宗派に関わりなく門戸は比較的平等に開かれていたともいえるものだった[56]。宗派の違いという問題は、おもには占領政策のなかで打ち出された人口比に端を発するものであり[57]、それに加えて占領政策がイラク住民の生活改善に何一つ貢献しなかったことから、国家

52）同上、278-279頁、および酒井、前掲、同頁
53）カーシム・トゥルキ（高遠菜穂子、細井明美　訳）『イラクからの手紙：失われた僕の町ラマディ』（細井明美発行、2007年）、28頁
54）酒井（a）、前掲、90頁
55）同上、91頁、および川上、前掲書、277頁
56）川上、前掲書、108頁
57）酒井啓子は著書のなかで、イラク社会がクルド人、スンニ派のアラブ人、シーア派のアラブ人から構成されており、三者がそれぞれ自律的な存在であるかのように理解する考え方そのものが、欧米的な認識であるとして批判している。『イラクとアメリカ』（岩波新書、2002年）、173-175頁

に頼ることができなくなった住民が宗派に基づいて社会サービスを提供していた宗派ネットワークに頼らざるを得なくなったことが、宗派の違いや差を顕著なものとしたのである[58]。これらが現在の激しい「宗派対立」につながっていった。

ジャファリ政権以後、治安関係のポストはシーア派イスラーム主義政党SCIRIによって独占された。新設されたイラク警察やイラク軍は、その民兵組織であるバドル軍、あるいはムクタダ・サドルの民兵であるマフディー軍のメンバーに占められている。こうしてイラク警察や軍によるスンニ派の住民に対する暗殺、拘束、拷問といった暴力行為が日常的に行われるようになり、それに反発するスンニ派アラブ人との間で激しい衝突が起きているようにもなった。それだけでなく、シーア派イスラーム主義者たち、具体的にはSCIRIとムクタダ・サドルの支持者の間においても治安権をめぐる争いが生じていることから、「宗派対立」だけでなく、同じ宗派内における対立も起きている状態にあるのが、今のイラク社会であるといえよう[59]。

現在のイラク正式政権は2006年4月22日に発足したが、その2ヵ月前にシーア派のアリ・アスカリヤ聖廟爆破事件が起こり、収拾がつかないほど事態は悪化の一途をたどるようになった。次章では難民と国内避難民に分けて、それぞれのグループが避難先で直面している問題をみていきたい。

4．避難先で直面している問題

4－1　イラク難民：入国拒否と強制送還の恐怖

滞在している周辺国でイラク難民は、どのような扱いを受けているのであろうか。本章では主な避難先の一つであるヨルダンにおける難民の処遇に着目しながら、議論を進めていくことにする。世界各地の人権問題に取り組んできた国際NGOヒューマンライツ・ウォッチによると、難民条約と難民議定書の締約国でもなく、また難民保護に関する国内法を制定していないヨルダンは、イラク難民を「ゲスト」「一時的な訪問者」「不法滞在の外国人」などとみなしてきた[60]。難民としての法的地位が存在しないために、イラク難民はヨルダン政府から難民としての保護を受けることができない。同政府は滞在に関して、超過滞在者が多数いることを認識していながらも比較的緩やかな態度で臨んできたが、2005年11月にアンマンの3か所のホテルで起きた同時爆破事件の容疑者としてイラク人が逮捕されたことから、急激にその姿勢を硬化させた。イラク人の短期滞在ビザの更新が難しくなっただけでなく、超過滞在者や不法就労者への取り締まりも強化されるようになった[61]。

58）酒井（a）、前掲、91頁
59）酒井啓子（c）「イラクで何が起きているか」、『DAYS JAPAN』、2007年4月号、デイズ・ジャパン、13頁
60）Human Rights Watch, *op.cit.*, p.8
61）筆者は偶然にもこの爆破事件が起きた当日にアンマンに滞在しており、事件後すぐにアンマンの随所に検問所が設置されたこと、また陸路によるイラクとの国境が閉鎖されたことを覚えている。また、イラク人に対する監視が厳しくなるという予測から、知人のイラク人が検問を恐れ、外出を控えていたことも記憶している。

2006年の年末から2007年の初頭にかけて、イラク人に対するヨルダン側の入国審査が一段と厳しくなったことが指摘されている[62]。たとえば、2006年11月以降、ヨルダン側の国境で17歳から35歳までの単身のイラク人男性が入国拒否にあい、イラクに送還されるケースが多発している[63]。筆者の知人のイラク人のなかにも入国拒否をされた男性が複数いるが、いずれもこの年齢層に属しており、単身で入国を試みていた[64]。妻と子どもが先に避難し、夫があとから合流しようと考えていたところ、夫が陸路と空路のいずれにおいても入国を拒否され、イラクに送還された話をその妻から聞いたことがある。その後、夫はイラクで爆弾テロに巻き込まれ、命を失った。この例に見られるように、ヨルダン政府によるイラク人に対する入国管理政策の転換は、家族の再統合の権利を侵害するケースを生み出している。この行為は、「児童の権利条約」第9条の1「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」[65]を受けて、「家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う」[66]ことを規定している同条約第10条の1に抵触するものである。ヨルダンは同条約の批准国である以上、出入国管理において同条約の義務を遵守するよう、細心の注意を払う必要がある。

イラク政府がGシリーズ[67]と呼ばれる不正防止用の新しいパスポートを発給するようになったことから、ヨルダン側がこれらのパスポートを有していないイラク人の入国を拒否するケースも起きている[68]。筆者自身も国外への避難を考えているイラク人から、同様の話を聞いたことがある。イラクではパスポートの発行は内務省で行われている。発給には高額の費用がかかる上に、長期間待たされることが多い[69]。それに加えて、2005年5月に成立した移行政府の下で、内務省がシーア派イスラーム主義政党の支配下に置かれたことから、パスポートの申請を考えているスンニ派住民が、著しい影響を受けていることも十分に推測できる。特にスンニ派特有の名前を有する住民たちがパスポート申請を行った場合、殺害を含む残虐な扱いを受ける可能性がある。パスポートの申請ができないということになると、それらの人々は避難先を求めるために合法的に国境を越える方法自体が閉ざされることになる。

ヨルダンやシリアが難民条約と難民議定書に批准しない背景には、歴史的に両国ともパレスチナ難民の受け入れ国の1つとなっており、これ以上の難民を受け入れるわけにはいかないという国内

62) Human Rights Watch, *op.cit.*, p.9
63) *Ibid.*, p.9
64) このなかの一人は、日本の市民と共同でイラクの再建プロジェクトに関わってきたエイド・ワーカーであり、プロジェクトの報告のために日本を訪問する途中であった。日本政府はイラク人に対するビザの発給をバグダードの日本大使館ではなく、ヨルダンの日本大使館で行っている。そのために、来日するイラク人はヨルダンに入国する必要がある。ヨルダン側に入国拒否されたこの男性は、通常はイラク人へのビザの発給業務を行っていないシリアの日本大使館から特別に発給してもらい、来日がかなった。
65) 松井芳郎ほか編、前掲
66) 同上
67) Gシリーズのパスポート以前のものは、Sシリーズのパスポートと呼ばれている。ヨルダン政府は、2007年5月末をもってSパスポート所有者の入国を認めないことにする政策を決めていたが、最近2007年年末にまで延長したと発表した。
68) Human Rights Watch, *op.cit.*, p.9
69) *Ibid.*

事情があるからである。とりわけヨルダンはパレスチナ難民の最大受け入れ国であり、さらにイラク難民を難民として正式に受け入れるということになると、国として多大な負担を抱えることになる。すでにヨルダンに滞在するイラク人は、ヨルダンの全人口の少なくとも15%を占めるまでにもなっており[70]、物価の上昇などの多大な影響がヨルダン社会に起きている。

難民条約第33条1項は追放及び送還の禁止、すなわち「ノン・ルフルマン原則」を規定しているが、同条約の非締約国である上記の2カ国は、避難してくるイラク人を入国拒否しようとも、また国内から強制送還しようとも、同条同項に違反したことにはならない。しかし、イラク情勢の安定には相当の時間がかかることが予想される上に、周辺国に入国拒否、あるいは強制送還された場合、生命の危機に晒されるリスクが極めて高い点を考えると、"Conference on Addressing the Humanitarian Needs of Refugees and Internally Displaced Persons inside Iraq and in Neighbouring Countries" に参加したNGOによる共同声明が述べたように、入国拒否、強制送還ともにルフルマンを構成するものとなり得る[71] と解する方が「人道」にかなっているといえるであろう。周辺国政府には、ノン・ルフルマン原則、および現在では法的拘束力を有すると解す説もある「世界人権宣言」の第14条の1「すべての者は、迫害からの庇護を他国に求め、かつ、これを他国で享受する権利を有する」[72] に考慮した出入国管理政策をとることが強く求められている。そのためには、周辺国だけに対応を任せるのではなく、これらの国々に対する国際社会の支援が不可欠である。

4－2 国内避難民

次に国内避難民が移動先で瀕している問題をみていく。国内避難民のなかには計画的に移動したわけではなく、死の脅迫を受けるなどの緊急事態のなかでほとんど身一つで避難せざるを得なかったという家族が多数含まれている[73]。そのために、所持品もなく、収入のあてもない避難先で、困窮生活を強いられている。

IOMによる2006年のモニタリング活動の結果によると、避難生活のなかで最も必要とされているものは、住居、食糧、仕事へのアクセスであった[74]。国内避難民の57%が避難先で何らかの住居を借りているが、収入がないために家を借りることができない、利用できる家やアパートの数をめぐって国内避難民の間で競争が起きている、頼る親戚や友人がいない、現在住んでいる住居には最低限の生活を維持する設備すら整っていないなどのさまざまな理由から、住居支援に対する強い要望が出ている[75]。住居を借りることができなかった国内避難民のうち、親戚や知人宅に身を寄せている人々を除いては、学校、サダーム・フセイン政権時代に軍のキャンプとして使われていた公共の

70) *NGO Statement on Regional Consequences of the Humanitarian Crisis in Iraq*, Conference on Addressing the Humanitarian Needs of Refugees and Internally Displaced Persons inside Iraq and in Neighbouring Countries, Geneva, 17-18 April 2007
71) *Ibid.*
72) 松井芳郎ほか編、前掲
73) IOM (a), *op.cit.*, p.12
74) *Ibid.*, p.18
75) *Ibid.* p.11

建物、避難先で見つけた材料で作った簡易集団住宅、あるいはイラク赤新月社やイラク移民難民省、および各県の関係当局が国内避難民を対象として設置したキャンプに住んでいる[76]。

キャンプは街から遠く離れた地区に設置されているために安全の確保が難しく、電気や水、あるいは教育や医療サービスが不足していることからも、入居希望者が少ない。入居家族にしてもよりよい条件の住居が見つかると、すぐにキャンプを去っている[77]。度重なる戦争や経済制裁で生活水準が低下しているとはいえ、仮にもそれまで家に住んでいたイラク人が治安の悪化から避難先で劣悪なテント生活を送らざるを得ないということは、家族のプライドを大きく傷つけることにもなる。そのような感情的な拒否反応もキャンプへの入居希望を躊躇させる理由となっている。

住居の次に支援が求められているものは食糧である。1990年に国連がイラクに対する経済制裁措置を発動すると、サダーム・フセイン政権はイラン・イラク戦争以後に廃止された小麦粉や米や砂糖などの基礎食糧の配給制度を再導入した。同制度は政権崩壊後も続いていており、住民には配給カードが発行されている。一家の食生活を維持するだけの収入を稼ぐことができない国内避難民の家族は、同制度に大きく依存せざるを得ない。しかし、他県から移動してきた場合、避難先での登録がなされていない配給カードでは食料の受取ができないことが多く、また避難先で再登録しようとする場合、出身地で登録を外してもらうことを要求する県も多い[78]。最近では、増加する国内避難民に対応することができなくなってきたために、避難先が出身地でない限り受け入れを拒否する県が増加していることも報告されている[79]。貿易省が配給品や搬送用の安全なルートを確保することができていない問題もあり、多数の国内避難民が栄養失調に苦しんでいる。

このような劣悪な生活状況の下で最も深刻な影響を受けているのが、子どもや女性である。UNHCRによると国内避難民の28％が女性、48％が子どもであると算出されており、これらの現象の理由として、夫や父親が先に女性や子どもたちを安全な地域に避難させる傾向があるからだと説明されている[80]。一家の稼ぎ手である男性が仕事をやめ、家族とともに移動した場合、家族の生活を維持できなくなるという現実的な問題が生じるからであろう。他国に避難するイラク難民だけでなく、国内避難民の間でも家族の離散問題が生じている。

家族からはぐれた子どもたちや、軍事攻撃や「宗派対立」によって稼ぎ手である夫や息子を失った女性たちが増加していることも報告されている[81]。「守り手」がいなくなった女性をターゲットとする性暴力やジェンダーに基づく暴力も起きていることから、女性たちが誘拐や性暴力の恐怖から外出を控えるようなっているという[82]。避難生活は、栄養面、衛生面、暴力の目撃から生じるト

76）*Ibid.* p.7 and 11、現在、中部と南部にある15県のうち、10県にキャンプが設置されている。
77）*Ibid.*, p.8
78）*Ibid.*, p.17
79）国際移住機関日本語サイト、プレス・ブリーフィング・ノート日本語版　2007年4月20日「イラク　国内避難民が難民化の危険」、http://iomjapan.org/news/press_091.cfm（2007年5月30日確認）。バービル県、バスラ県、カルバラ県、ムサンナー県、ジー・カール県が出身者以外の国内避難民の受け入れを認めていない。またキルクーク県でもそのような措置をとるよう指令が出されているが、実行にはいたっていない。
80）UNHCR（b）, *op.cit.*, p.7
81）*Ibid.*
82）*Ibid.*& IOM（a）, op.cit., p.13

ラウマなどの心理面において、子どもたちにさまざまな影響をおよぼしていると推測できるが、そのなかでも教育問題はとりわけ大きなものである。教育省は、新学期が始まる前に国内避難民の子どもたちの受け入れを各学校に要請したが、学校自体が飽和状態であるために受け入れを渋るところもある[83]。

おわりに

本稿では、2005年以降に急激に増加したイラク難民とイラクの国内避難民の概要を示すとともに、サダーム・フセイン政権崩壊後のイラクの「戦後復興」の過程のなかで成立した暫定政府、移行政府、正式政府の選出と米国主導の占領政策との連関性を描いてきた。そのなかで、占領政策の一環として行われた反米勢力の一掃を狙った大規模軍事作戦、米国企業に利益をもたらすための経済政策、民族、宗教、宗派別の人口比に沿った統治評議会の任命等が、「宗派対立」、あるいは「宗派内対立」と呼ばれるような暴力を生み出す土壌を培ったことが明らかになった。そのような政治情勢が、イラク戦争以前の水準をはるかに下回るような生活をイラク社会にもたらし、さらには国内外の他地域への移動を促す要因を作り出したのである。ここにイラクの「民主化」・「自由化」を謳ったイラク戦争の矛盾を見出すことができる。

現在のイラク社会は、「人道」という視点から考えると崩壊の危機にあるのではなく、完全に破綻した状態にあるといえるだろう。暴力の要因を解明し、その解決に向けての対策がとられていない以上、現在の治安状況が近い将来に改善する見込みは低い。難民や国内避難民が自らの意志に反して故郷に送還されることを食い止め、避難先で少しでも人間らしい生活を送ることができるよう、しかるべき支援がすみやかになされるべきであろう。国外に避難したイラク難民は、国内避難民と比較すると都市部の中流階級出身者が多いが[84]、国境を越える経済的な余裕がない国内避難民はさらに深刻な状況に置かれていることも留意しておかなければならない。

本稿では字数の制約上、イラク在住の難民について述べることができなかった。これらの難民のなかでも、とりわけパレスチナ難民は、サダーム・フセイン政権崩壊後に1948年のナクバに続く二度目のナクバを経験している。周辺国への避難という意味ではイラク難民以上に厳しい入国制限を受けており、どこにも行き場がない状況に置かれている。次に取り組むべき問題として挙げておきたい。

83) IOM (a), *op.cit.*, p.14
84) Human Rights Watch, *The Silent Treatment: Fleeing Iraq, Surviving in Jordan*, November 2006, p.69